著作権法35条1項における「授業」の概念とその範囲

齋藤 崇(*)

35条1項については従来,主として35条1項ただし書きをめぐる解釈に焦点が当てられてきたが,その前提として,どのような場合が「授業」に該当しうるのかという点も看過することができないと考えられる。35条1項の解釈・適用を検討する際に,大学等における活動について,「いわゆる『授業』ではないから,35条1項の適用は認められない。」というステレオタイプ的な線引きをしてしまうのは,現在の多様な大学等の教育のあり方を無視することになりかねないと思われる。したがって,35条1項が適用される可能性がある「授業」とは何かについて検討することは,35条それ自体の解釈論に資するものになると考えられる。そこで,本稿では,現在,35条1項が適用される可能性があると考えられる「授業」の範囲について考察を行う。

(目次)

- I. はじめに
- Ⅱ. 著作権法 35 条 1 項における 「授業 | の概念
 - 1. 授業の意義
 - 2. 授業の該当例・非該当例
 - 3. 授業の過程
- Ⅲ. 著作権法 35 条 1 項の他の要件との関係
 - 1. 学校その他の教育機関
 - 2. 教育を担任する者・授業を受ける者
 - 3. その必要と認められる限度
- Ⅳ. 考察
- V. おわりに

I. はじめに

著作権法 35 条 1 項(以下「35 条 1 項」という)(1)では、

非営利の教育機関において「授業」利用を目的とする場合,他人が著作権を有する著作物(以下「他人の著作物」という)の無許諾の複製・公衆送信・公衆伝達が認められている(2)。

もちろん、このような利用が認められるためには、35条1項が規定する各要件を満たす必要がある(3)。35条1項の各要件のうち、とくに議論があったものは35条1項ただし書きであり、この35条1項ただし書きをめぐる解釈については、「改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)」(4)(以下「運用指針」という)も含め、さまざまな見解が述べられている(5)。

さて、大学等では、「授業」をより良いものにしていくための教職員向けのさまざまな研修会(たとえば、FD (Faculty Development) 活 $\mathfrak{g}^{(6)} \cdot SD$ (Staff Development)活 $\mathfrak{g}^{(7)}$ など)が開催されていたり、入学志願者向けの模擬授業が行われていたり、在学生向けの資格取得支援に関する課外講座が開講されていたり

^(*) 日本大学法学部専任講師

⁽¹⁾ 本稿の条文は、すべて著作権法の条文を指す。

⁽²⁾ ちなみに、拙稿「著作権法 35 条 1 項ただし書きの『不当に害すること』の判断」日本大学知財ジャーナル Vol.15 (2022 年) 37 頁において、35 条 をめぐる文献として、今村哲也「著作権法 35 条の著作権制限規定の現代的課題―著作物の自由利用とライセンス・スキームとの制度的調整のあり方」小泉直樹・田村善之編『中山信弘先生古稀記念論文集 はばたき― 21 世紀の知的財産法』 (弘文堂、2015 年) 643 ~ 659 頁、井上由里子「教育 ICT 化推進と著作権の権利制限―著作権法 35 条改正について」Law and Technology No.81 (2018 年) 1 ~ 8 頁、今村哲也「著作権法第35 条に関する法改正について――国会での審議内容を踏まえて」NBL No.1154 (2019 年) 62 ~ 68 頁、唐津真美「オンライン授業と著作権」コピライト NO.723 Vol.61 (2021 年) 2 ~ 21 頁、今村哲也「教育現場における著作物利用と著作権」コピライト NO.726 Vol.61 (2021 年) 2 ~ 33 頁などを紹介したため、本稿においても紹介しておく。なお、これらの文献の一部については、本稿においても、引用しているものがある。

^{(3) 35}条1項は、「学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」と規定する。

⁽⁴⁾ 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)」(2020年) (https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin 20201221)。

⁽⁵⁾ なお、拙稿・前掲注(2)37 \sim 50 頁においても、35 条 1 項ただし書きについて論じたことがある。ただし、同文献では、「授業」についてはとくに検討していないため、本稿にて検討を行う。

⁽⁶⁾ 運用指針・前掲注(4)7頁は、FD活動について「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み」と定義する。

⁽⁷⁾ 運用指針・前掲注(4)7頁は, SD 活動について「職員を対象とした管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取り組み」と定義する。

する(8)。

しかし、これらの活動については、35条1項にいう「授業」として観念されず、35条1項が適用されないと解されている⁽⁹⁾。

また、35条1項の解釈・適用を検討する際に、大学等における活動について、「いわゆる『授業』ではないから、35条1項の適用は認められない。」(10)というステレオタイプ的な線引きをしてしまうのは、現在の多様な大学等の教育のあり方を無視することになりかねないと思われる。

それゆえ、35条1項の適用に関する前提となる「その授業の過程における利用に供することを目的とする場合」として、どのような場合が「授業」に該当しうるのかという点 $^{(11)}$ も看過することができないと考えられる。したがって、35条1項が適用される可能性がある「授業」とは何かについて検討することは、35条それ自体の解釈論に資するものになると考えられる $^{(12)}$ 。

そこで、本稿では、現在、35条1項が適用される可能性があると考えられる「授業」の範囲について考察を行う⁽¹³⁾。

なお、本稿の対象は、さまざまな教育機関のうち、 大学等と表現しながらも基本的には高等教育機関である大学を念頭に置いている。したがって、大学教育に おける「授業」を前提としていることを付言しておく。

II. 著作権法 35 条 1 項における「授業」 の概念

1. 授業の意義

35条1項における「授業」の概念をみる前に、35条 それ自体の立法趣旨について確認しておく必要がある ため、以下、紹介する⁽¹⁴⁾。

「本条は、学校などの非営利の教育機関で行われる教育の公益性に鑑み、教育活動に関連して必要となる著作物の利用行為のうち、他の権利制限規定によっては適法化されないものを中心として、その利用を適法化するものである…。」⁽¹⁵⁾

すなわち、教育現場における他人の著作物の利用については、たとえば、引用(32 条 1 項)・非営利の上演等(38 条 1 項)・試験問題としての複製等(36 条 1 項)など、他の著作権の制限規定が適用されないような場合において、35 条 1 項がとりわけ意味をなす (16)。

いずれの著作権の制限規定についても、その各々が 重要な役割を果たすものであることに疑いはないが、 著作権の制限規定の要件・効果は、各々当然に異なる ものであり、「授業」利用の場面では、やはり35条1 項に軍配が上がることになる。たとえば、「授業」利用 を目的とする論文・雑誌記事・新聞記事などの複製物 の対面・インターネットによる配布については、35 条1項による必要があろう。

⁽⁸⁾ これらの具体例を記述にするあたり、運用指針・前掲注(4)7頁を参考にしている。なお、同文献同頁には、「在学生向けの資格取得支援に関する課外講座」に関する記述はないが、「授業」に「該当しない例」からの派生で考えてみた次第である。

⁽⁹⁾ 運用指針・前掲注(4)7頁を参照。

⁽¹⁰⁾ なお、上野達弘編『教育現場と研究者のための著作権ガイド』(有斐閣, 2021 年)29 頁〔今村哲也〕は、「なお、これらの教育機関の中では、通常『授業』と表現されない活動を行う場合もあるが、35 条の適用される『授業の過程』とは、必ずしも一般的な意味で『授業』と称されるものに限定されない。」とする。

⁽¹¹⁾ たとえば、上野編・前掲注(10)47 頁(今村哲也)は、「35条の『授業』について著作権法に定義がないため、この文言の意味内容は、法解釈によって明らかにする必要がある。|とする。

⁽¹²⁾ たとえば、上野編・前掲注(10)47 頁〔今村哲也〕は、「35条の『授業』について著作権法に定義がないため、この文言の意味内容は、法解釈によって明らかにする必要がある。」とし、今村・前掲注(2)(2019年)63~64頁は、「『その授業の過程における利用に供することを目的とする場合』であること」について、「この部分については、『使用』の文言が『利用』とされた点を除いて特に変更はない。しかし、改正法はサーバーへの蓄積も一定の要件の下で権利制限の対象に含むことになる。そのように蓄積される素材は、結果として、教員間や教育機関間での教材等の共有、また、担当教員による授業資料の複数回の利用や転用が容易となる。そのため、『その授業の過程』との文言の解釈が、従来よりも増して重要になってくる。」とする。

⁽¹³⁾ 本稿では、日本の著作権法における「授業」の概念について検討する。もっとも、たとえば、日本の大学等の教育機関における「授業」をオンラインによって海外展開する場合にも、その国において同様の課題が発生しうるとも考えられる。したがって、他日を期すことになるが、 外国の著作権法における「授業」の概念についても調査・検討したいところではある。

⁽¹⁴⁾ なお、拙稿・前掲注(2)38 ~ 39 頁において、加戸守行『著作権法逐条講義 六訂新版』(著作権情報センター、平成 25 年)280 ~ 281 頁、半田 正夫・松田政行編『著作権法コンメンタール 2 第 2 版 [26 条 ~ 88 条]』(勁草書房、2015 年)290 頁 [茶園成樹]にて各々述べられている 35 条 1 項の立法趣旨の見解について引用した。これらの見解もさることながら、今回の文献の見解のほうがより的確なもののように思われること から、本稿において紹介する。

⁽¹⁵⁾ 小泉直樹・茶園成樹・蘆立順美・井関涼子・上野達弘・愛知靖之・奥邨弘司・小島立・宮脇正晴・横山久芳『条解 著作権法』 (弘文堂, 2023 (令和 5)年) 455 頁[奥邨弘司]。

⁽¹⁶⁾ この点について、上野編・前掲注(10) [谷川和幸]166 頁は、「教育の場面での引用もその一例である。授業の過程で使用する資料の中に他人の著作物を採録して学生に配布することは、引用(32条)としても許されるし、教育目的の利用(35条)としても許される。引用として利用する場合には補償金支払義務はない。35条の存在意義は、主従関係を満たさないなど引用としては認められないような利用をする場合である。この場合には35条しか適用できないので、35条に従って利用し、補償金を支払う義務がある。」とする。

このように、35条1項が教育現場において果たす役割は大きいものであり、35条1項があるからこそ、大学等の教育機関における「授業」が成立しているといっても過言ではないように思われる⁽¹⁷⁾。

さて、35条1項が適用されるためには、もちろん 35条1項の各要件を満たす必要があるが、前述のと おり、本稿が検討対象とするのは、「授業」に関する要件である $^{(18)}$ 。

そこで、まず、「その授業の過程における利用に供することを目的とする場合」の解釈に関するいくつかの見解について、以下、紹介する。

「次に、著作物の利用目的がその『授業の過程』における利用でなければなりません。第1に、『授業の過程』における『授業』には、学習指導要領等の教育課程の範囲内であるかに関わらず、学校の組織的な活動として正式に実施されている活動が含まれますので、初等・中等教育機関の場合は、いわゆる授業だけでなく特別教育活動である運動会、文化祭、修学旅行等の学校行事や部活動・クラブ活動も含まれますし、高等教育機関の場合には、講義をはじめ、実験・実習・体育実技・ゼミ等が含まれましょう。第2に、『授業の過程』における『過程』は、実際の授業の時間のみならず、教師が授業の準備のために行う複製や、欠席した児童生徒等に対して事後的に資料を届けるための複製・公衆送信、そして反転授業等のための予習・復習用の利用も含まれます。|(19)

「学校その他の教育機関の責任において,その管理下で教育を担任する者が学習者に対して実施する教育活動を指します。|(20)

「何が 35 条にいう『授業』であるかを判断するには、同条が適用される教育機関とその教育活動の多様性に配慮する必要がある。すなわち、典型的な教育機関とそこにおける典型的な教育活動のみを前提とするのではなく、多様な教育機関の多様な教育活動があるということを想定する必要がある。」⁽²¹⁾

「35条の『授業』について著作権法に定義がないため、 この文言の意味内容は、法解釈によって明らかにする 必要がある。その際には、同条の適用される教育機関 とその教育活動の多様性を考慮して解釈する必要があ るものの、それらの教育機関が行う教育活動以外の活 動も多様であるから、35条の『授業』に該当するとい うためには、単に教育機関が行う何らかの活動である だけでは足りない。35条が『教育を担任する者』と『授 業を受ける者』との存在を前提としている以上. 『授 業』といえるためには、少なくとも教育を担任する者 と学習者の立場をもつ者の存在は必要であると解され る。したがって、そうした関係性がない状況で行われ る教職員会議,教職員を対象としたセミナー(ファカ ルティ・ディベロップメント[FD]やスタッフ・ディ ベロップメント[SD], 保護者会, 生徒が自主的に行 うボランティア活動,大学でのサークル活動等は, 『授業』には該当しない。

また、単に教育機関の施設を場として利用しているに過ぎず、当該教育機関以外の主体が主催者になるような講演会や講座も、当該教育機関における授業に該当しない。[(22)

「『授業の過程』については、法文上明確に範囲が定まっていないが、初等中等教育機関の場合には、教科としての授業のほか、特別活動である運動会等の学校行事やクラブ活動などが含まれ、大学等の高等教育機関の場合には講義、実験・実習、ゼミなどが含まれる。従来、課外活動は含まれないと解されている。要するに、初等中等教育の場合には、学校指導要領で正規に位置づけられている教育活動が、高等教育の場合には単位認定の対象となる教育活動が含まれるということが、昭和45(1970)年の立法当時の考え方だと思われる。しかし、部活動であっても、学校教育における重要な教育活動であり、学校の指導・管理下で行われるものであれば、クラブ活動と差異をつける特段の理由はない。

また,近年,大学や高等学校などにおいて,その有する教育機能を広く社会一般に開放し,人々の生涯学習を支援するため、多様な公開講座の開設が進められ

⁽¹⁷⁾ 拙稿・前掲注(2)39頁。

⁽¹⁸⁾ ちなみに、35条1項ただし書きの解釈に関する筆者の見解については、拙稿・前掲注(2)37~50頁を参照。

⁽¹⁹⁾ 加戸守行『著作権法逐条講義 七訂新版』(著作権情報センター、令和3年)322頁。

⁽²⁰⁾ 運用指針・前掲注(4)7頁。

⁽²¹⁾ 上野編・前掲注(10)45 頁[今村哲也]。なお、同文献45 ~ 46 頁には、「多様な教育機関の多様な教育活動」について説明されており、参考になる。

⁽²²⁾ 上野編・前掲注(10) 47 頁〔今村哲也〕。なお、同文献 47 ~ 48 頁は、「在学関係」の有無について検討しており、「…在学関係がなくても『授業』 が成立するというべきである。」とする。

ている。このような公開講座は、従来の基準からする と、35条が適用されないおそれがある。大学等の教 員が社会教育施設の主催する講座で講義をする場合は 35条が適用され、大学等が自ら主体的に講座を開設 する場合は適用されないことになり、判然としない。 公開講座の開設形態には多種多様なものがあり、一律 に論ずることはできないが、合理的な法の解釈運用が なされるべきである。| (23)

これらの見解を踏まえると,一般的に想定される 「授業」よりも、35条1項の「授業」はその解釈・適用 の幅が広いことがうかがえる(24)。もっとも、その解 釈・適用の幅が広いとはいえ, 「授業」の概念に共通す るものとしては必要なものには、教員(通常、「教える 者」) および学生(通常,「教わる者」) の存在があろ う(25)。たとえば、「授業」とは何かについて、辞書的な 意味においても「学校などで、学問・技芸などを教え 授けること。|(26)と説明されていることからも感得し うるところがある。

したがって、とりあえず、このような関係性がある こと前提にしたうえで検討していく必要はあろう。

他方で、時代・社会情勢などの変化に鑑みて、大学 等で行われる教育活動のうち、何を35条1項にいう 「授業」として観念しうるのかについては、なお検討の 余地が残されていると考えられる。

たとえば、前述のとおり、「…高等教育の場合には 単位認定の対象となる教育活動が含まれるということ が、昭和45(1970)年の立法当時の考え方だと思われ る。」(27)という 35 条 1 項の立法当時の考え方を踏まえ るならば、大学等においては、「単位認定の有無」を もって「授業」に概念されるかどうかを判断することが 無難な感じになることは否めない(28)。

しかし, 前述のとおり, 「多様な教育機関の多様な 教育活動がある | (29) との見解が示すように、35 条 1 項 の立法当時と現在では、「授業」の概念自体にもさまざ まな変化がみられるであろう(30)。

2. 授業の該当例・非該当例

それでは,具体的にどのようなものが「授業」に該当 する・しないのかについて確認する必要があることか ら、運用指針においてあげられているその具体例につ いて、以下、紹介する。

●運用指針(31)

該当する例	・講義, 実習, 演習, ゼミ等(名称は問わな
	(,)
	・初等中等教育の特別活動(学級活動・ホー
	ムルーム活動,クラブ活動,児童・生徒会
	活動, 学校行事, その他)や部活動, 課外
	補習授業等
	・教育センター、教職員研修センターが行う
	教員に対する教育活動
	· 教員の免許状更新講習
	・通信教育での面接授業、通信授業、メディ
	ア授業等
	・学校その他の教育機関が主催する公開講座
	(自らの事業として行うもの。収支予算の
	状況などに照らし、事業の規模等が相当程
	度になるものについては別途検討する)
	・履修証明プログラム・社会教育施設が主催
	する講座、講演会等(自らの事業として行
	うもの)
	・入学志願者に対する学校説明会、オープン
	キャンパスでの模擬授業等
	・教職員会議
	・大学での FD、SD として実施される、教職
	員を対象としたセミナーや情報提供
	・高等教育での課外活動(サークル活動等)
該当しない例	・自主的なボランティア活動(単位認定がさ
	れないもの)
	・保護者会
	・学校その他の教育機関の施設で行われる自
	治会主催の講演会、PTA主催の親子向け
	講座等
	HI4/TP /4

このように、運用指針では、「授業」に該当する・し ない例の具体例があげられている。もっとも、この運 用指針の解釈は、関係者間における共通認識が得られ た部分を公表するものであるとされている⁽³²⁾。した がって、運用指針における解釈上、ここにあげられて

⁽²³⁾ 作花文雄『詳解 著作権法(第 6 版)』 (ぎょうせい,2022 年) 370 \sim 371 頁。 (24) なお,上野編・前掲注(10) 29 頁 [今村哲也] は,「なお,これらの教育機関の中では,通常『授業』と表現されない活動を行う場合もあるが,35 条の適用される『授業の過程』とは、必ずしも一般的な意味で『授業』と称されるものに限定されない。」とする。

この点について、上野編・前掲注(10)47頁[今村哲也]は、「35条が『教育を担任する者』と『授業を受ける者』との存在を前提としている以上、 (25)『授業』といえるためには,少なくとも教育を担任する者と学習者の立場をもつ者の存在は必要であると解される。」とする。

⁽²⁶⁾ 新村出編『広辞苑 第六版』(岩波書店, 2008年)1336頁。

⁽²⁷⁾ 作花·前掲注(23)370~371頁。

この点については、作花・前掲注(23)370~371頁を参照。 (28)

⁽²⁹⁾ 上野編・前掲注(10)45頁〔今村哲也〕。

この点については、作花・前掲注(23)370~371 頁より示唆を得ている。

⁽³¹⁾ 運用指針・前掲注(4)7頁。なお、この一覧表にはいくつか注が付されているが、いずれも用語の解説などにとどまるため、割愛した。

⁽³²⁾ 運用指針・前掲注(4)の表紙の記載事項を参照。

いるものが、現在の限界であると解される。

ただし、「本資料の内容については、定期的に見直すことにしております。」(33)という記載があることから、一応なりとも、その運用自体には弾力性があることはうかがえる。そのため、何も前述の表の内容に必ずしも限定されるものでもないともいえようか。

ところで、「授業」に該当する例については、ここに あげられているもので妥当すると考えられるが、同時 に「授業」に該当しない例については、なお検討する必 要があろう。

たとえば、運用指針策定に際して開催されてきた 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」においては、「授業」について、委員より次のような意見が示されていたようである。

- 2019 年度フォーラム 第 3 回 (2019 年 10 月 29 日) ⁽³⁴⁾ (筆者注:下線は筆者の加筆)
- ○教員対象の免許状更新講習は35条の「授業」に該当するのではないか。
- ○大学でのFD, SDを一律に「授業」の対象外にはできないだろう。
- ○事務職員らによる複製・公衆送信が「教育を担任する者」の 行為とみなされる要件の1つに「学校内の設備を用いて」と あるのは実態と乖離している。
- ○但し書きに関しては、専門書の定義などの議論を続けていきたい。
- 2019 年度フォーラム 第 4 回 (2019 年 11 月 26 日) (35) (筆者注:下線は筆者の加筆)
- ○公開講座の全てが「授業」に該当する訳ではない。
- ○FD, SD で授業をベースとしているものは「授業」に該当するが、教職員対象のセミナーは該当しないと定義したい。
- ○但し書きの範囲に関しては数値目標があると分かりやすいが、少しでも超えたらダメという誤解が生じる可能性もある。

このように、運用指針策定前においては、どこで 「授業」としての線引きを行えばよいのかについて、検 討されていたようである(下線部を参照)。

これらの意見に鑑みると、たとえば、FD・SD活動であっても、それらが「授業」の延長線上に存在するような場合には、「授業」ではないとして、即、排除されるものではないこともうかがえる(36)。

ただし、このような意見を踏まえても、結局のところ運用指針では、FD・SD活動は「授業」に該当しない例として組み込まれている⁽³⁷⁾。それゆえ、このあたりについては、実際はまだ検討が必要であるとのことではないかとも思われる。

また、この点に関する学説には、次のようなものが あるため、以下、紹介する。

「先ほど、授業目的と非授業目的が混在していると言ったのですが、さらにその両者が融合したような活動もあるのですね。いわゆる、FD(ファカルティ・ディベロップメント)と呼ばれるもので、授業内容を向上させるためにいろいろな取組をするということです⁽³⁸⁾。その過程で著作物を使わなければいけないという場面があって、これはできれば公衆送信のみならず複製も含めて補償金付きの制度でもいいと思うのですが、一定範囲で立法的対応がなされてもいのではないかと思います。非常にやりにくい部分が多少出てきているのは、実際に大学でFDに関する活動をしていて思います。

許諾を取ればいいじゃないといわれるかもしれませんが、授業目的での利用と完全に切り離せない部分でやっている活動ですので、そうした場面での著作物の利用については、35条を設けて著作権を制限せざるを得なかったのと同様の背景が当てはまる部分もありそうです。文化審議会著作権分科会(以下「審議会」)では、2017年の時点で今回同条が改正されたときには、教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有の問題については、引き続き検討を行うこととするということを確認はしているわけではないですけれど

⁽³³⁾ 運用指針・前掲注(4)の表紙の記載事項を参照。

⁽³⁴⁾ 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「2019 年度フォーラム 第 3 回 (2019 年 10 月 29 日)」 (https://forum.sartras.or.jp/minutes/19_g3/)。

⁽³⁵⁾ 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「2019 年度フォーラム 第 4 回 (2019 年 11 月 26 日)」 (https://forum.sartras.or.jp/minutes/19_g4/)。

⁽https://forum.sartras.or.jp/minutes/19_847/。 (36) この点については、とりわけ、著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「2019 年度フォーラム 第 4 回(2019 年 11 月 26 日) | を参照。

⁽³⁷⁾ 運用指針・前掲注(4)7頁を参照。

⁽³⁸⁾ この引用部分に係る今村・前掲注(2)(2021年)11頁では、その注(12)として「中央教育審議会『我が国の高等教育の将来像』答申(平成17年1月)によれば、FDとは、『教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる』とされる。」と記述されているため、併せて記述した。

とりわけ、「許諾を取ればいいじゃないといわれるかもしれませんが、授業目的での利用と完全に切り離せない部分でやっている活動ですので、そうした場面での著作物の利用については、35条を設けて著作権を制限せざるを得なかったのと同様の背景が当てはまる部分もありそうです。」(41)という部分については、教育現場の実態に鑑みた、まさに的確な見解であると考えられる。

ところで、現行法の起草担当者による解説書においても、「授業」に関する書きぶりに変化がみられるため、 とくに目につく記述について、いくつかの版ごとに、 以下、紹介する。

●加戸守行『著作権法逐条講義』

「次に、複製物の使用目的がその授業の過程における使用でなければなりませんから、自分の担任のクラスの児童・生徒に配布するためであればかまいませんが、全校生徒のために印刷物を作成することはできません。全校放送をするために教育放送番組をビデオ・テープにとったりすることも、その教員が全校生徒に視聴覚教育を行う職務を担任しているという説明をしない限り、無理であります。『授業の過程』といいますところから、大学での講義は含まれますが、ゼミについては問題があります。」(42)

このように、初版が発行された昭和 49 年当時は、「授業」についてかなり限定されており、大学における講義は「授業」として観念されるとしながらも、ゼミナール活動は「授業」としては観念され得ないと感得されるのである。現在では、「授業」として観念されるゼミナール活動(43)というのも、この当時では、それを「授業」と捉えてもよいのであろうか、という戸惑いが現行法の起草担当者にあったのではないかとも推察されよう。

●加戸守行『全訂 著作権法逐条講義』

「次に、複製物の使用目的がその授業の過程における使用でなければなりませんから、自分の担任のクラスの児童・生徒に配布するためであればかまいませんが、全校生徒のために印刷物を作成することはできません。全校放送をするために教育放送番組をビデオ・テープにとったりすることも、その教員が全校生徒に視聴覚教育を行う職務を担任しているという説明をしない限り、無理であります。『授業の過程』には、初等・中等教育機関の場合、いわゆる授業だけでなく特別教育活動である運動会等の学校行事や必修のクラブ活動も含まれます。大学の場合、講義をはじめ、実験・実習・体育実技・ゼミ等がこれに含まれますが、もちろん課外活動は含まれません。「(44)

このように、全訂版では、初版の頃と比較すると、かなり幅広い「授業」の概念が認められるようになっている。なお、六訂新版でも同じ書きぶりになっており⁽⁴⁵⁾、現行法の起草担当者としては、長らくこの考え方を採用していたといえよう。

●加戸守行『著作権法逐条講義 七訂新版』

「次に、著作物の利用目的がその『授業の過程』における利用でなければなりません。第1に、『授業の過程』における『授業』には、学習指導要領等の教育課程の範囲内であるかに関わらず、学校の組織的な活動として正式に実施されている活動が含まれますので、初等・中等教育機関の場合は、いわゆる授業だけでなく特別教育活動である運動会、文化祭、修学旅行等の学校行事や部活動・クラブ活動も含まれますし、高等教育機関の場合には、講義をはじめ、実験・実習・体育実技・ゼミ等が含まれましょう。第2に、『授業の過程』における『過程』は、実際の授業の時間のみならず、教師が授業の準備のために行う複製や、欠席した児童生徒等に対して事後的に資料を届けるための複製・公衆送信、そして反転授業等のための予習・復習用の利用も含まれます。』(46)

⁽³⁹⁾ この引用部分に係る今村・前掲注(2)(2021年)11頁では、その注(13)として「文化審議会著作権分科会『文化審議会著作権分科会報告書』(平成 29年4月)99頁」と記述されているため、併せて記述した。

⁽⁴⁰⁾ 今村·前掲注(2) (2021年)11頁。

⁽⁴¹⁾ 今村・前掲注(2) (2021年)11頁。

⁽⁴²⁾ 加戸守行『著作権法逐条講義』 (著作権資料協会, 昭和 49年) 184 頁。

⁽⁴³⁾ この点については、加戸・前掲注(19)322頁、運用指針・前掲注(4)7頁、作花・前掲注(23)370~371頁を参照。

⁽⁴⁴⁾ 加戸守行『全訂 著作権法逐条講義』(著作権資料協会,平成元年)197 頁。

⁽⁴⁵⁾ 加戸・前掲注(14)282 頁を参照。

⁽⁴⁶⁾ 加戸・前掲注(19)322頁。

このように、最新版である七訂新版では、一つ前の 六訂新版までの内容と比較すると、より詳細かつその 範囲が拡大した書きぶりになっていることがうかがえ よう。

ただし、六訂新版まで記述されていた「全校放送をするために教育放送番組をビデオ・テープにとったりすることも、その教員が全校生徒に視聴覚教育を行う職務を担任しているという説明をしない限り、無理であります。」(47)という記述が、七訂新版では削除されている。この記述は、裏を返せば、そのように説明することができる場合、「授業」に概念されるものであったことを意味していたとも考えられる。そのため、この記述が削除されたということは、「授業」としては、このような利用方法も可能になったのであると解するのが自然であるように思われる。

3. 授業の過程

35条1項の「授業」に係る要件には、単に「授業」それ自体を意味するのではなく、その「過程」までも含まれる。この「授業の過程」が、どこまでの範囲のことを指すのかという点に関する学説には、次のようなものがあるため、以下、紹介する。

「授業の過程に含まれる期間がどこまでなのかとい う問題があるが、35条1項が適用される『教育機関』 とその『授業』には様々なものが含まれるので、一律の 期間を示すことは難しい。例えば、大学の授業であれ ば、授業の期間のみならず、試験、成績発表、単位認 定などの評価業務の期間が終了するまでは、大学とし ては『学校その他の教育機関の責任において、その管 理下で教育を担任する者が学習者に対して実施する教 育活動』(『運用指針』)がなされている期間といえるで あろう。また、大学において、春学期と秋学期に設置 されている2つの科目について、段階的な履修が求め られている場合に、春学期の授業内容を秋学期の事前 学習において参照し、利用する必要がある場合におい ては、秋学期の期間が終了するまで、LMS 上で教材 にアクセスできるようにすることも、授業の過程での 利用を目的とするといえるとともに、授業の目的また は効果との関係において、客観的にみて、必要と認め られる限度の利用ともいえるであろう。|(48)

このように、どこまでが「授業の過程」ということができるのかについては、「教育機関」および「授業」の特徴によるところが大きいため、その期間を明確に示すことは難しいようである⁽⁴⁹⁾。そのため、そのことを踏まえたうえで、大学の授業の場合には、授業の期間のほか、一連の評価業務の期間が終了するまでは「授業の過程」に含まれるとする一例が示されている⁽⁵⁰⁾。

また、運用指針は、次のような行為についても、「授業の過程」の行為としているため、以下、紹介する。

●運用指針(51) (筆者注:下線は筆者の加筆)

- ①送信された著作物の履修者等による複製
- ②授業用資料作成のための準備段階や授業後の事後検討にお ける教員等による複製
- ③自らの記録として保存しておくための教員等または履修者 等による複製

このように、運用指針では、「授業後の事後検討における教員等による複製」についても、「授業の過程」の行為とされている⁽⁵²⁾。ただし、ここでいう「事後検討」(下線部を参照)というのが、はたしてどこまでを含めて捉えているのかは定かではない。もっとも、前述のとおり、たとえば、大学の授業の場合には、授業の期間のほか、一連の評価業務の期間が終了するまでのことを意味するという考え方⁽⁵³⁾は妥当するように思われる。

ただ、「事後検討」というからには、その幅にはやや 広がりがあるのではないかとも考えられる。というの も、「授業」の実施後に行われるさまざまな検討につい ても、(当然ではあるが)「授業」に関する「事後検討」 として含まれるからである。

Ⅲ. 著作権法 35 条 1 項の他の要件との 関係

1. 学校その他の教育機関

35条1項には、「学校その他の教育機関(営利を目

⁽⁴⁷⁾ 加戸・前掲注(14)282頁。

⁽⁴⁸⁾ 上野編·前掲注(10)55頁[今村哲也]。

⁽⁴⁹⁾ 上野編・前掲注(10)55頁[今村哲也]を参照。

⁽⁵⁰⁾ 上野編・前掲注(10)55頁[今村哲也]を参照。

⁽⁵¹⁾ 運用指針·前掲注(4)7頁。

⁽⁵²⁾ 運用指針・前掲注(4)7頁を参照。

⁽⁵³⁾ 上野編・前掲注(10)55頁[今村哲也]を参照。

的として設置されているものを除く。)」, すなわち, 非営利の「教育機関」という要件がある。この要件の解 釈については、次のように説明されているため、以下, 紹介する。

「…組織的・継続的教育機能を営む教育機関を指します。|⁽⁵⁴⁾

「組織的、継続的に教育活動を営む非営利の教育機関。学校教育法その他根拠法令(地方自治体が定める条例・規則を含む)に基づいて設置された機関と、これらに準ずるところをいいます。|(55)

「…「教育機関」とは、組織的・継続的に教育機能を営む機関を意味しており、何らかの公的施設で単発的に講座を開設するに過ぎないような場合には、本条の適用はない。」(56)

これらの見解を踏まえると、大学等における「授業」については、大学等という「組織的・継続的に教育活動を営む非営利の教育機関」⁽⁵⁷⁾において行われるものであるから、35条1項自体は問題なく適用されるものになる。

ちなみに、「組織的・継続的」(58)という考え方は、「組織的」のほうにそのウェイトがあるのではないかとも考えられる。大学等における教育活動によっては、ある年から新規に実施されるものもあろうし、あらかじめ期間を決めておき、その期間のみで実施されるにとどまるものもあろう。そうすると、必ずしもそれは「継続的」なものとはいえないからである。

2. 教育を担任する者・授業を受ける者

35条1項は、「教育を担任する者及び授業を受ける者」が35条1項の適用主体であるとする。この「教育を担任する者」および「授業を受ける者」の意味については、どのように解されているのであろうか。

まずは、「教育を担任する者」に関する見解について、 以下、紹介する。

「授業を実際に行う人(以下, 「教員等」)という)を指します。 (59)

●運用指針(60)(教育を担任する者)

該当する例	・教諭,	教授,	講師等(名称,	教員免許状の
	有無,	常勤・	非常勤などの履	雇用形態は問わ
	ない)			

次に、「授業を受ける者」に関する見解について、以下、紹介する。

「教員等の学習支援を受けている人, または指導下にある人(以下, 「履修者等」という)を指します。」(61)

●運用指針(62)(授業を受ける者)

	・名称や年齢を問わず、実際に学習する者				
該当する例	(児童, 生徒, 学生, 科目等履修生, 受講				
	者等)				

このように、「教育を担任する者」および「授業を受ける者」という要件の解釈については、一般的に想定される「授業」としての形態がとられていれば足りると解されることになることから、少なくとも「教える者」および「教わる者」という関係性は必要とされているといえよう⁽⁶³⁾。

したがって、大学等の場合、「教育を担任する者」は、通常、「授業」を行う大学教員ということになり、「授業を受ける者」は、通常、授業を受講する学生ということになるのが一般的な構図であろう。

他方で、運用指針における該当例として、「教育を担任する者」については「教論、教授、講師等(名称、教員免許状の有無、常勤・非常勤などの雇用形態は問わない)」⁽⁶⁴⁾と説明され、「授業を受ける者」について

⁽⁵⁴⁾ 加戸・前掲注(19)321頁。

⁽⁵⁵⁾ 運用指針・前掲注(4)6頁。

⁽⁵⁶⁾ 作花・前掲注(23)370頁。

⁽⁵⁷⁾ 運用指針·前掲注(4)6頁。

⁽⁵⁸⁾ この文言については、加戸・前掲注(19)321 頁、運用指針・前掲注(4)6 頁、作花・前掲注(23)370 頁を参照。

⁽⁵⁹⁾ 運用指針·前掲注(4)8頁。

⁽⁶⁰⁾ 運用指針·前掲注(4)8頁。

⁽⁶¹⁾ 運用指針・前掲注(4)8頁。

⁽⁶²⁾ 運用指針・前掲注(4)8頁。

⁽⁶³⁾ この点について、上野編・前掲注(10)47頁[今村哲也]は、「35条が『教育を担任する者』と『授業を受ける者』との存在を前提としている以上、 『授業』といえるためには、少なくとも教育を担任する者と学習者の立場をもつ者の存在は必要であると解される。」とする。

⁽⁶⁴⁾ 運用指針·前掲注(4)8頁。

は「名称や年齢を問わず、実際に学習する者」(65)と説明されていることに鑑みると、たとえば、教職員が教職員に対して「授業」を行うということも当然認められることになり、このような場合にも35条1項が適用されることになろう。この点については、運用指針において、「新聞に掲載されている写真と記事をコピーした研修資料を指導主事が印刷して、教育センター主催の研修で配布する。」行為については、許諾が不要であり、かつ、無償利用が可能な一例としてあげられていること(66)からもうかがえよう。

3. その必要と認められる限度

他人の著作物の利用について、非営利の「教育機関」において「教育を担任する者」および「授業を受ける者」が、「授業の過程」における利用を目的とする場合であっても、35条1項には、「その必要と認められる限度」という要件もある。この要件の解釈については、次のように説明されているため、以下、紹介する。

「…自分の担任するクラス等,「教育を担任する者」 が指導等を行う範囲内であればかまいませんが,教師 が「授業」とは無関係に全校生徒に視聴させる目的で教 育番組を録画する等の行為は本項の対象にはなりません。」(67)

「必要と認められる限度か否かは、本条1項の趣旨を踏まえつつ、当該授業(およびその過程)で教えまたは学ぶ上で当該利用が必要か否かに照らして判断することが求められる。その際には、個々の授業の内容や進め方などに照らして、個別・客観的に検討することになる(運用指針8頁)。[68]

このように、他人の著作物について、たとえ「授業の過程」における利用を目的とする場合であっても、「その必要と認められる限度」という要件によって無制

限の利用は認められないことになる。すなわち、この 要件は、「授業」に無関係な他人の著作物の利用を排除 せしめるために置かれた要件であるとも解される⁽⁶⁹⁾。

また、この要件は、「授業」との関係においては、基本的には、分量・部数・人数・期間などの問題としてあげられている(70)。いずれにしても、この要件を検討するあたっては、このような捉え方が一般的なものであろう。

ところで、この要件をめぐっては、とりわけ初等中等教育の「授業」においては、その範囲に広がりがみられるため、この点に関する運用指針の見解について、以下、紹介する。

「…授業参観や研究授業の参観者に、授業で配布する著作物と同一の著作物を配布することは、「必要と認められる限度」と考えられます。」(71)

このように、「授業」には、何も学生等の「教わる者」だけでなく、単なる参観者としてそこに参観するにすぎない者もいるわけであるが、この参観者についても、「その必要と認められる限度」に含まれるとされている「でであり、また、この点については、運用指針において、「・・・作成した資料を、授業参観で生徒と参観した保護者に配布するために印刷する。」行為については、許諾が不要であり、かつ、無償利用が可能な一例としてあげられている「であり、

さて、この「参観」の意味について、辞書的な意味においては「その場に行って見ること。」「「4」と説明されている。したがって、本来的に参観者自身は、「授業」自体を「教える者」から「教わる者」であるとはいいがたいため、「教わる者」とはいえず、「教える者」および「教わる者」という関係性が成立していないことになる「5」。

しかし, 運用指針では, この参観者自身も認められる旨として解されているのである⁽⁷⁶⁾。それゆえ, 運用 指針の見解は、「授業|形態の実態を踏まえた見解とし

⁽⁶⁵⁾ 運用指針・前掲注(4)8頁。

⁽⁶⁶⁾ 運用指針・前掲注(4)21~22頁。

⁽⁶⁷⁾ 加戸・前掲注(19)323 頁。

⁽⁶⁸⁾ 小泉ほか・前掲注(15)458頁[奥邨弘司]。

⁽⁶⁹⁾ この点については、加戸・前掲注(19)323 頁より示唆を得ている。

⁽⁷⁰⁾ 小泉ほか・前掲注(15)458 ~ 459 頁[奥邨弘司]を参照。なお、同文献 459 頁は、ほかに「画質や音質なども、教え学ぶ上で必要な限度であることが求められる(例:絵画の大まかな構図の分類を説明する授業で、細部まで高精度の大判のコピーは必要な限度とは言えない)。」とする。

⁽⁷¹⁾ 運用指針·前掲注(4)12頁。

⁽⁷²⁾ 運用指針・前掲注(4)12頁を参照。

⁽⁷³⁾ 運用指針·前掲注(4)21~22頁。

⁽⁷⁴⁾ 新村編・前掲注(26)1160頁。

⁽⁷⁵⁾ この点について、上野編・前掲注(10)47頁[今村哲也]は、「35条が『教育を担任する者』と『授業を受ける者』との存在を前提としている以上、『授業』といえるためには、少なくとも教育を担任する者と学習者の立場をもつ者の存在は必要であると解される。」とする。

⁽⁷⁶⁾ 運用指針・前掲注(4)12頁を参照。

て評価されるものであろう。

さらに、運用指針では、その「特別活動追補版」(以下「運用指針(特別活動追補版)」という)なるものが追加で公表されており、そこでは、「2. 著作物を利用した特別活動の保護者等へのインターネット配信の考え方」として、次のような公衆送信に関する論点があげられているため、以下、紹介する(77)。

「初等中等教育での特別活動時において、児童生徒の個人情報・プライバシー保護、及び、セキュリティに関する学校の取り決めに同意して参観が認められた保護者、協力者等に限定して、著作物を利用した各特別活動の映像や音声をネット・ミーティングシステム等を用いてリアルタイム(ライブ)配信する行為は、必要と認められる限度内…であるというのが、権利者と利用者の現時点での共通認識である。

したがって、著作物の種類、用途、部数や受信者数、態様等が、運用指針で示された範囲内で、かつ、権利者の利益を不当に害さない範囲内…であるならば、権利者に無許諾で、かつ、有償(授業目的公衆送信補償金の支払い)で、保護者や協力者等に特別活動のリアルタイム(ライブ)配信を行うことが可能である。

なお、オンデマンド型ストリーミング配信(保護者らが特別活動の様子をリアルタイム(ライブ)中継ではなく後から視聴できるようにしておく形態)の場合には、特別活動の主催者(学校長等)が、著作物の種類、用途、部数や受信者数、態様等について運用指針で示された共通認識を確認の上、必要と認められる限度において、かつ、権利者の利益を不当に害さないように、その視聴期間をあらかじめ設定し、著作権と併せて個人情報の保護の観点に関しても保護者らに事前に説明した上で実施する必要がある。この場合、特別活動の主催者(学校長等)は、視聴期間終了後に、オンデマンド型のコンテンツ(映像等)を即時抹消・破棄する必要がある。

ただし,特別活動の映像等の配信を受ける保護者等が,同居する家族等私的複製目的の範囲を超えて,権利者に無断で,特別活動で利用した著作物や映像,教

材等の URL の他人への拡散、配信された映像の保存 (ダウンロード) や他人への転送、画面キャプチャー、SNS 等への転載などを行わないよう、特別活動の主催者 (学校長等) は保護者等に事前に十分に説明し、著作権の保護に関して理解と協力を求め、保護者等から同意を得ておく必要がある。(このことは個人情報の保護や肖像権等の観点においても同様である。) [78)

このように、運用指針および運用指針(特別活動追補版)では、授業参観・研究授業の参観者などについても、35条1項の「その必要と認められる限度」に含めることができると解されている(79)。そのうえで、教室内の対面授業に限らず、リアルタイム(ライブ)配信によるオンライン授業にも適用されると解されているのである(80)。もっとも、公衆送信を伴うオンライン授業の場合、オンデマンド型ストリーミング配信については、視聴期間を設定しておき、その期間終了後には即時抹消・破棄し、さらに参観者がその保存などを行わぬよう、厳格な指針を設けたうえで可能とされている(81)。

ちなみに、ここまでの考え方というのは、あくまでも「授業」の参観者の処遇に焦点をあてており、純粋に「授業」を「教わる者」であれば、「その必要と認められる限度」に含まれることになると考えられる。それゆえ、そもそも「授業」を「教わる者」についても、「授業」の参観者に対する考え方の場合と同様に捉えることができるのではないか、とも考えられることになろう。ともあれ、ここで触れられている論点は、「授業」の参観者に対する観点ではあるが、その内容が示唆するところは、35条1項の適用範囲を検討するうえではもちろん、その前提となる35条1項の「授業」の概念を検討するうえでも看過することはできないもののように思われる。

Ⅳ. 考察

以上を踏まえたうえで、35条1項の「授業」の概念 について考察してみるとき、その範囲はどこまで及ぶ

⁽⁷⁷⁾ 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第 35 条運用指針(令和 3 (2021) 年度版) 特別活動追補版」(令和 3 年) 2 頁以下を参照 (https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishintsuiho_20211109.pdf)。

⁽⁷⁸⁾ 運用指針(特別活動追補版)・前掲注(77)3頁。

⁽⁷⁹⁾ 運用指針・前掲注(4)12頁,運用指針(特別活動追補版)・前掲注(77)3頁を参照。なお、小泉ほか・前掲注(15)457頁[奥邨弘司]は、「参観者などは本条の適用主体にはなり得ないが、それらの者に、本条の適用を受けて作成された複製物を頒布したり、授業を公衆送信したりすることは、通常は、参観『授業の過程における利用に供することを目的とする』(本条①本文)ものであり『必要と認められる限度』(本条①本文)と考えられよう。運用指針12頁も参照。」とする。

⁽⁸⁰⁾ 対面授業については、運用指針・前掲注(4)21~22頁、オンライン授業については、運用指針(特別活動追補版)・前掲注(77)3頁を参照。

⁽⁸¹⁾ 運用指針(特別活動追補版)・前掲注(77)3頁を参照。

ことになり、認められることになるのであろうか。 前提として、35条1項にいう「授業」については、 その名称等は問わないと解されている⁽⁸²⁾。

まず、この「授業」というのは、非営利の「教育機関」によって行われることが必要とされており、そこで行われる活動というのが「組織的・継続的」「⁽⁸³⁾なものであることが必要とされている。そのため、「単に教育機関を施設の場として利用しているに過ぎず、当該教育機関以外の主体が主催者になるような講演会や講座も、当該教育機関における授業に該当しない。」「⁽⁸⁴⁾と解されているのではないかとも考えられる。したがって、大学等における活動というのは、やはり「組織的・継続的」(⁽⁸⁵⁾に行われるものでなければならない。

しかし、大学等が何らかの活動をすれば、それがすべて「授業」として観念されるのかというと、そうではない⁽⁸⁶⁾。というのも、前述のとおり、「35条が『教育を担任する者』と『授業を受ける者』との存在を前提としている以上、『授業』といえるためには、少なくとも教育を担任する者と学習者の立場をもつ者の存在は必要である | ⁽⁸⁷⁾と解されているからである。

そうすると、やはり「教える者」および「教わる者」の 関係性は必要とされるところであり、これがいわば 「授業」として観念されるものであろう⁽⁸⁸⁾。

この点を踏まえると、大学等における「授業」には、通常の「授業」の形態として、大学等のカリキュラムやシラバスにあるような大学教員が自身の「授業」を受講している学生に向けたものがある。これは一般的な「授業」として観念されるものであり、問題なく35条1項が適用される「授業」であるということになろう。

とすれば、このような一般的に想定される「授業」は、いわば「狭義の授業」と称してもよいであろう⁽⁸⁹⁾。

他方で、大学等における活動というのは、このような純粋な「授業」といえるもの、すなわち、「狭義の授業」だけではない。というのも、「授業」に関連する活動には、たとえば、教職員向けのFD・SD活動、入学志願者向けの模擬授業、在学生向けの資格取得支援のための課外講座などがあり⁽⁹⁰⁾、その範囲は多岐にわたるからである。

これらのような大学等における活動は、35条1項が適用されないという旨の見解⁽⁹¹⁾が一般的なようである。また、このような活動が、教育を担任する者および学習者という関係性がない状況で行われることから、「授業」には該当しないとする見解⁽⁹²⁾もある。

ところで、「『授業の過程』における『授業』には、学習指導要領等の教育課程の範囲内であるかに関わらず、学校の組織的な活動として正式に実施されている活動が含まれます」(93)とする見解がある。もっとも、この見解から導き出される大学等の高等教育における「授業」というのは、「高等教育機関の場合には、講義をはじめ、実験・実習・体育実技・ゼミ等が含まれましょう。」(94)というものである。

しかし、この見解をみてみると、その「授業」の具体例は、「狭義の授業」の範囲を超えないものであると考えられる。というのも、どのような名称にしたところで一般的に想定される「授業」であることに変わりはなく⁽⁹⁵⁾、同時に「教える者」および「教わる者」の関係性も成立するからである⁽⁹⁶⁾。

他方で、前述の見解の総論といえそうな部分に着目

⁽⁸²⁾ 運用指針・前掲注(4)7頁を参照。

⁽⁸³⁾ この文言については、加戸・前掲注(19)321頁、運用指針・前掲注(4)6頁、作花・前掲注(23)370頁を参照。

⁽⁸⁴⁾ 上野編・前掲注(10)47頁[今村哲也]。

⁽⁸⁵⁾ この文言については、加戸・前掲注(19)321頁、運用指針・前掲注(4)6頁、作花・前掲注(23)370頁を参照。

⁽⁸⁶⁾ 上野編・前掲注(10)47頁[今村哲也]を参照。

⁽⁸⁷⁾ 上野編・前掲注(10)47頁[今村哲也]。

⁽⁸⁸⁾ この点について、上野編・前掲注(10)47頁[今村哲也]は、「35条が『教育を担任する者』と『授業を受ける者』との存在を前提としている以上、『授業』といえるためには、少なくとも教育を担任する者と学習者の立場をもつ者の存在は必要であると解される。」とする。

⁽⁸⁹⁾ なお、「授業」の概念を分類するにあたって、本稿と同様に「狭義の授業」および後述する「広義の授業」という用語を用いるものとして、竹内 比呂也「【資料 3】高等教育にとって望ましい『授業』の範囲 2019.1.22 ガイドラインフォーラム」著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 「2018 年度フォーラム 専門フォーラム 3 第 2 回 (2019 年 1 月 22 日)」2 ~ 3 頁を参照 (https://forum.sartras.or.jp/documents/F3-2_siryo3.pdf) 。 ちなみに、同文献同頁は、「狭義の授業」について、「教育機関の教育課程を構成するものとして開設される科目」とし、一般に「単位付与の対象となる科目」としている。

⁽⁹⁰⁾ これらの具体例を記述にするあたり、運用指針・前掲注(4)7頁を参考にしている。なお、同文献同頁には、「在学生向けの資格取得支援に関する課外講座」に関する記述はないが、「授業」に「該当しない例」からの派生で考えてみた次第である。

⁽⁹¹⁾ 上野編・前掲注(10)47 頁(今村哲也), 運用指針・前掲注(4)7 頁を参照。ほかに、小泉ほか・前掲注(15)458 頁(奥邨弘司)も参照。

⁽⁹²⁾ 上野編・前掲注(10)47頁[今村哲也]を参照。

⁽⁹³⁾ 加戸・前掲注(19)322頁。

⁽⁹⁴⁾ 加戸·前掲注(19)322頁。

⁽⁹⁵⁾ この点について、運用指針・前掲注(4)7頁は、「講義、実習、演習、ゼミ等(名称は問わない)」とする。

⁽⁹⁶⁾ この点について、上野編・前掲注(10)47頁[今村哲也]は、「35条が『教育を担任する者』と『授業を受ける者』との存在を前提としている以上、『授業』といえるためには、少なくとも教育を担任する者と学習者の立場をもつ者の存在は必要であると解される。」とする。

すると、「授業」というのは、「学校の組織的な活動として正式に実施されている活動が含まれます」(97)と解されている。そのため、大学等を場としてのみ利用し、その大学等以外の主体が主催者になるようなものは、「授業」とはいえないのであろう(98)。たとえ「教える者」および「教わる者」という関係性が成立していた(99)としても、このような場合は、大学等の「組織的・継続的」(100)な活動ではないと捉えられるからである(101)。

そうすると、大学等におけるある活動というのが、「狭義の授業」と同視しうるものとして、大学等の「組織的・継続的」⁽¹⁰²⁾な活動として実施されており、「教える者」および「教わる者」という関係性が成立するもの⁽¹⁰³⁾であれば、それは、大学等における「授業」として観念されるようにも考えられる⁽¹⁰⁴⁾。この場合、「(35条1項の立法当時の考え方であったと解されている)単位認定の有無」⁽¹⁰⁵⁾をステレオタイプ的に問う必要はないと考えてもよいであろう。

とすれば、このような「授業」は、通常の意味における「授業」、すなわち、「狭義の授業」よりもその想定される「授業」の概念に膨らみがあり、より弾力性があることから、いわば「広義の授業」と称してもよいであろう(106)。

それでは、「広義の授業」の観点から、教職員向けの FD·SD活動、入学志願者向けの模擬授業、在学生 向けの資格取得支援のための課外講座など⁽¹⁰⁷⁾につい て、以下、検討する。

まず、FD活動では、ある教員自身が行っている「授業」の方法論などを他の教員にレクチャーしたり、SD活動では、ある教職員が他の教職員に向けて、大学等の運営などに必要な内容(たとえば、ハラスメント講習や障害のある学生への対応方法の講習など)につい

てレクチャーしたりするものであり、単に正課ではないという点を除けば、その実態は「授業」として展開されるものである。

次に、模擬授業では、大学等における専門科目等に 関して、主に大学教員が入学志願者に対して、その専 門科目等はどのような内容のものか、また、大学等に はどのような学びがあるのか等について説明すること になるが、これらは大学等のカリキュラムやシラバス における導入講義として行われることもありうること を踏まえると、単に正課ではないという点を除けば、 その実態は「授業」として展開されるものである。

さらに、大学等が開講する資格取得支援のための課外講座などについては、そこの大学教員が行うことはもちろん、外部より講師を招聘して行うこともあるが、このような講座はその大学等における学生へのサービス的・補助的な位置づけであり、必ずしも正課といえるものではないものの、単に正課ではないという点を除けば、その実態は「授業」として展開されるものである。

このように、いずれの場合に鑑みても、確かに、35条1項において一般的に想定されているような「授業」ではないものの、実際のところは「狭義の授業」とその体裁は変わるものでもないことを踏まえると、その実態的な観点から、たとえば、これらを35条1項の「授業」として観念してみてもとくに違和感はないものであろうし、解釈論としても妥当すると考えられよう。

もっとも、単なる教職員会議(たとえば、教授会・ 通常の委員会活動など)については、「授業」としての 形態を採っているとはいえないため、本稿の立場で あっても、やはり「授業」とはいえないであろう⁽¹⁰⁸⁾。

ところで、「広義の授業」として観念することができ

⁽⁹⁷⁾ 加戸・前掲注(19)322頁。

⁽⁹⁸⁾ 上野編・前掲注(10)47頁[今村哲也]を参照。

⁽⁹⁹⁾ この点について、上野編・前掲注(10)47頁(今村哲也)は、「35条が『教育を担任する者』と『授業を受ける者』との存在を前提としている以上、 『授業』といえるためには、少なくとも教育を担任する者と学習者の立場をもつ者の存在は必要であると解される。」とする。

⁽¹⁰⁰⁾ この文言については、加戸・前掲注(19)321 頁、運用指針・前掲注(4)6 頁、作花・前掲注(23)370 頁を参照。

⁽¹⁰¹⁾ この点については、上野編・前掲注(10)47頁[今村哲也]より示唆を得ている。

⁽¹⁰²⁾ この文言については,加戸・前掲注(19)321頁,運用指針・前掲注(10)6頁,作花・前掲注(23)370頁を参照。

⁽¹⁰³⁾ この点について、上野編・前掲注(10)47頁[今村哲也]は、「35条が『教育を担任する者』と『授業を受ける者』との存在を前提としている以上、『授業』といえるためには、少なくとも教育を担任する者と学習者の立場をもつ者の存在は必要であると解される。」とする。

⁽¹⁰⁴⁾ この点については、加戸・前掲注(19)322頁、運用指針・前掲注(4)6頁、上野編・前掲注(10)47頁(今村哲也)より示唆を得ている。

⁽¹⁰⁵⁾ この点については、作花・前掲注(23)370~371頁を参照。

⁽¹⁰⁶⁾ なお、竹内・前掲注 (89) $2 \sim 3$ 頁は、「広義の授業」について、「教育機関の管理下で実施される教育活動」とし、より詳細には「大学の定める手続きによって学修を認められた者に対する教育・学習支援の活動 (広く公衆に提供される場合にあっては、手続きによって学修を認められた者に対する部分に限る (形式的な手続きによって人数の制限なく学修できる部分は除く))。」とし、その例として「ガイダンス、特別講義や講演会など著名人などを招いて行う、単位付与の対象とはならない講義や講演、ソフトウェアの使い方指導など」、「教育活動に関する FD・SD」、「年間計画を有する公開講座 (手続きによって学修を認められた者に対する部分に限る (形式的な登録によって人数の制限なく学修できる部分は含まれない))」をあげている。

⁽¹⁰⁷⁾ これらの具体例を記述にするあたり、運用指針・前掲注(4)7頁を参考にしている。なお、同文献同頁には、「在学生向けの資格取得支援に関する課外講座」に関する記述はないが、「授業」に「該当しない例」からの派生で考えてみた次第である。

⁽¹⁰⁸⁾ 上野編・前掲注(10)47頁[今村哲也]を参照。

るとしても、どこまでを「授業の過程」とするのかとい う問題は残ってしまうことになるが、これは、「広義 の授業」が想定する「授業」というのは「狭義の授業」と 異なり、通常の「授業」の期間といえないため、その期 間がよりあいまいになってしまうからである(109)。 な お、この問題は、公衆送信を伴わない場合には、その 場限りのことで済むかもしれないが、公衆送信を伴う 場合には、顕在化するおそれを孕んでいると考えられ る(110)。

しかし、かりに「授業」の期間はあいまいであっても、 たとえば、インターネットを用いて配布された資料の 場合には、あらかじめその閲覧・ダウンロード期間を 設定しておいたり、オンライン実施による動画配信の 場合には、その動画の視聴可能期間を設定しておいた りする等によって、それを「授業」の期間とみなすこと もできそうではある(111)。

V. おわりに

本稿では、35条1項が適用される可能性があると 考えられる「授業」の範囲について考察を行った。

本稿において考察した「狭義の授業」のほか、「広義 の授業」の範囲にまで35条1項の「授業」の概念を拡大 して解釈・適用したとしても、35条自体の立法趣旨 にあるような「教育活動に関連して必要となる著作物 の利用行為 | (112) に悖るものとはならないと考えられ よう。

⁽¹⁰⁹⁾ この点については、上野編・前掲注(10)55 頁[今村哲也]より示唆を得ている。

⁽¹¹⁰⁾ この点については、運用指針(特別活動追補版)・前掲注(77)3頁、上野編・前掲注(10)55頁[今村哲也]より示唆を得ている。 (111) この点については、運用指針(特別活動追補版)・前掲注(77)3頁、上野編・前掲注(10)55頁[今村哲也]より示唆を得ている。

⁽¹¹²⁾ 小泉ほか・前掲注(15)455 頁〔奥邨弘司〕。